

共に参画できる社会の実現に向けて

吉岡町男女共同参画基本計画を策定



男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、社会の実現を目指して、さまざまな施策を総合的・計画的に推進していくために「吉岡町男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、平成29年度に実施した住民意識調査の結果を基に策定されています。

▼問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室
☎ 26・2244 (直通)

計画について、詳しくは世帯ごとに配布する概要版をご覧ください。
本編は、町ホームページに掲載しています。



推進協議会員として計画の策定に関わった2人に、男女共同参画に対する思いを伺いました。



尊重し合い、共に参画を！

長 光子さん

平成22年6月の議会で、「男女共同参画計画の策定は？」との問いに、町は「考えていかなければならないと思っている。」と答えました。それから9年経ち、計画がようやく出来上がりました。策定に関わったことに不思議な縁を感じるとともに、ここから本当の始まり、という思いがしています。策定にあたっては、基本理念が掲げられ、住民意識調査の結果を踏まえた目標が示され、そこに向けての計画が作られました。掲げられたものとは大分遠い現状がありますが、今、スタートします。意識づくりから始めて一歩ずつ、尊重し合い、共に参画しながら、5年後の検証結果を楽しみに待ちたいと思います。



男女共に

駒寄自治会長 飯塚 輝昭さん

自治会を代表して推進協議会に参加しました。当初は1970年代の女性解放運動や80年代の男女雇用機会均等法などを想起して会議に臨みました。これらは、女性に対する差別や不平等の解消をねらうもので、個人的には人権問題として捉えていたように思います。しかし、計画案に目を通すにつれて、また現在課題となっている子育て支援や高齢者福祉、労働環境、防災、DVなどを考えると、人権問題の側面はあるものの、もっと広く深く検討する必要があると感じました。今後は、自治会活動の場で共同参画を具体化する手立てを考えていきたいと思っています。

タクシー以外での通院が困難な人へ
福祉タクシー利用券の交付



在宅の高齢者や障害者で、タクシー以外で医療機関に通院することが困難な人に、基本料金分の福祉タクシー利用券を交付します。希望する人は申請してください。

▼対象 町に1年以上住民登録があり、在宅で、

①④のいずれかに該当する人

① 満70歳以上の高齢者のみの世帯(同居の親族が

②④にあてはまる場合は、ご相談ください。)

② 身体障害者手帳1・2級の人

③ 療育手帳程度Aの人

④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

※自動車税または軽自動車税の減免を受けている人が世帯にいる場合は対象になりません。

▼交付枚数 年間最大48枚

※申請日に応じた枚数を交付します。

▼申請方法 申請に必要なものを高齢福祉室に持参してください。

▼申請に必要なもの

福祉タクシー利用券交付申請書

印鑑(申請書に押印。スタンプ印不可)

障害者手帳

委任状(本人・家族以外)

※申請書・委任状は高齢福祉室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎ 26・2247 (直通)

提供者(ドナー)の負担軽減と移植推進のために 骨髄などのドナーに補助金を交付



骨髄などのドナーの負担を軽減し、骨髄などの移植を推進するため、4月から補助金の交付を開始します。

▼対象(すべてに該当する人)

①骨髄などの提供を行った日において、町に住民登録がある人

②他の自治体から同様の趣旨の補助金を受けていない人

③ドナー休暇制度を設けている企業または団体に属さない人

④町税の滞納がない人

▼補助内容

2万円×通院などに要した日数(上限7日)

▼申請方法

骨髄などの提供が完了した日から90日以内、または骨髄などの提供の最終同意日から180日以内に、申請書などを保健センターに持参してください。

▼申請に必要なもの

□骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書(保健センター窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロード)

□日本骨髄バンクが発行する骨髄提供の証明書

□骨髄などの提供に必要な入院・通院などをしたことおよびその日数を証明する書類

□印鑑(スタンプ印不可)

□本人名義の振込先口座の通帳

▼問い合わせ先

保健センター
☎54・7744(直通)

宅建士に相談できます

空き家等無料相談



町では、空き家などに関する相談を受ける空き家等無料相談を月に一度行います。相談員は群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士です。お気軽にご相談ください。

▼期日

毎月第2金曜日

※インフォメーションのページ(20ページ)で相談会の期日をお知らせします。4月の相談日は12日(金)です。

▼時間

午後1時30分～4時15分

※1回の相談時間は原則30分

▼場所

役場第1または第2会議室

※開催月により異なります。

▼申し込み方法

都市建設室に電話でお申し込みください。開庁日に受け付けます。

なお、申し込み状況により、希望する時間に相談できない場合があります。ご了承ください。



▼申込期限

相談日の前々日(土・日・祝日を除く)

▼相談できる内容

●空き家および空き地の登記、相続、売買、賃貸に関すること。

●空き家などの解体、改築に関すること。

●その他不動産に関すること。

▼その他

空き家を所有している人は、空き家の所在地・家屋種類・面積・建築年などがわかるもの(固定資産税納税通知書)、「登記事項証明書(土地・建物)」の写しなどを相談時に持参してください。

▼申し込み・問い合わせ先

産業建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

周辺への迷惑や環境汚染につながります

野焼きは禁止

廃棄物の焼却は、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、原則禁止されています。

すべてダメなの？

野外での廃棄物の焼却は、次の4つに限って例外的に認められています。

①地域の慣習として行われる行事に伴うもの(どんど焼きなど)

②宗教上の儀式行事に伴うもの(神社のお焚き上げなど)

③学校の教育課程として行われる活動その他の教育行為に伴うもの(学校で行うキャンプファイヤーなど)

④たき火その他の小規模な燃焼行為であって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないと認められるもの(庭先での落ち葉焼きなど)

※ビニールやゴムなどの焼却は、量の多少に関わらず禁止されています。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室

☎ 26・2243 (直通)



たき火や野焼きが原因の山火が発生しています

3～5月にかけて、山火が多く発生しています。入山者は、次のことに注意してください。

①周囲に燃え広がるおそれのある場所では、たき火・野焼きをしない。

②風の強い日や空気が乾燥しているときは、火の取り扱いに十分注意し、たき火・野焼きをしない。

③火気を使用しているときは、その場を絶対に離れず、使用後は確実に消火する。

④たばこの吸い殻を捨てない。

▼問い合わせ先

産業建設課 産業振興室

☎ 26・2280 (直通)

工事の前に申請してください

住宅リフォーム促進事業補助金の交付

この補助制度は、町民の生活環境の向上を図るとともに、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するものです。

▼補助額

補助対象工事金額(税込み)の10%(千円未満は切り捨て)

▼補助額上限 10万円

▼工事の要件

(すべてに該当する工事)

①申請者が所有し、居住している住宅の工事

②町内に住所を有する事業所が行う工事

③補助金の交付決定を受けてから行う工事

④ほかの補助事業を重複して受けていない工事

⑤工事完了後、実績報告書を平成32年2月28日(金)までに提出できる工事

⑥補助対象工事金額(税込み)が20万円以上の工事

▼対象(すべてに該当する人)

①リフォームする住宅に住民登録(住民票)があり居住している人

②町税を滞納していない人

③これまでに当事業補助金を受けていない人

▼申請に必要なもの

□住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書(産業振興室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロード)

□工事前の住宅の状況を明らかにする写真

□工事内容を明らかにする図面の写し

□工事見積書の写し

□申請者の町税の完納証明書

□対象住宅の平成31年度固定資産税納税通知書および土地家屋課税資産の明細の写し(または固定資産税評価額証明書)

▼提出・問い合わせ先

産業建設課 産業振興室

☎ 26・2280 (直通)

